



Title	韓国会計原則の展開過程に関する研究
Author(s)	高, 承禧
Citation	大阪大学, 1987, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/29157
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【1】

氏名・（本籍）	高 承 禧
学位の種類	経済学博士
学位記番号	第 7801 号
学位授与の日付	昭和 62 年 6 月 11 日
学位授与の要件	経済学研究科経営学専攻 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位論文題目	韓国会計原則の展開過程に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 宮本 匡章 (副査) 教授 中村宣一朗 助教授 高尾 裕二

論文内容の要旨

本学位論文は、朝鮮戦争の混乱が続く1950年代の韓国にあって、企業会計原則がどのように生成したのか、また、その後の著しい企業の成長に相応して、如何なる変遷の過程をたどったかを、韓国の会計をとりまく諸環境ならびに日本、アメリカの会計思考や会計原則の展開を踏まえながら、発達史的に詳細な分析を試みたものである。

本学位論文は、研究目的と方法を提示した序章を除いて、第1章から第7章までの7つの章によって構成されている。

第1章においては、韓国における最初の近代的な会計原則である1958年に制定された韓国企業会計原則の成立に至る状況が、韓国固有の複式簿記といえる開城簿記法の説明をまじえながら、多角的に解明されている。続く第2章では、1958年企業会計原則の内容について、主として制定の際に参考にされた日本企業会計原則（1949年）と比較しながら議論し、その性格を明らかにしている。この企業会計原則の制定に関しては、日本の場合と異なり、外部監査制度の確立など企業会計を巡る制度的環境の整備がなされていなかったことに大きな問題があった、と指摘されている。

60年代以降、韓国経済の成長に伴う健全な資本市場育成へのニーズは、一方で会計諸制度の相次ぐ改編を、他方において日本のみならずアメリカ会計原則論の展開を踏まえた会計研究レベルの著しい向上をもたらした。第3章では、その結果としての、1976年の改正企業会計原則成立に至る過程、ならびにその1976年改正原則の内容と問題点が検討されている。注意すべき点として、この段階での会計諸制度の改編作業が、企業会計サイド、証券取引法サイド、商法サイド各々の立場からなされ、会計規定の多様化現象をもたらしたこと、76年改正原則が、会計の目的概念として、従来の会計責任履行目的（真実

性)に加え、意思決定有用性目的(有用性)をアメリカ会計学会「基礎的会計理論 (ASOBAT)」の強い影響のもとに導入したことが指摘されている。

第4章は、1976年企業会計原則成立後の韓国の経済環境を整理し、これに呼応した形での会計制度の統合・整備の過程がダイナミックに描かれている。ここでの要点は、外部監査法にその法的根拠をおく唯一の統一的会計指針である企業会計基準が1981年に成立をみたことである。81年企業会計基準は、韓国企業の国際化と資本市場の自由化に呼応して、SECに類似した機関である証券管理委員会と証券監督院が創設され、その強力な指導のもとに、一連の会計規制の統合・整備作業が行われた結果として成立したものである。その成立過程において、アメリカの会計原則および国際会計基準が大きな影響を与えたことが具体的に説明されている。この81年企業会計基準の詳しい内容が、一般原則、貸借対照表原則、損益計算書原則、財政状態変動表原則、連結財務諸表原則等の項目別に詳細に説明されているのが、第5章である。日本においても類をみない包括的・統一的な会計原則として成立した81年企業会計基準では、会計の目的概念として、真実性が削除され、有用性に加えて新たに利害調整目的(適正性)が強調されるに至ったが、その原因についても説得力ある分析が試みられている。

その後、主として1984年に改正された商法との調整を目的とした1981年企業会計基準の2度にわたる部分修正の背景と内容が、第6章で解説されている。

「韓国会計原則の基礎的構造と課題」と題された第7章は、本論文のまとめである。韓国会計原則の展開は、一方では、日本的会計原則の継受から、アメリカ的会計原則への指向、さらには、韓国独自の会計原則確立への模索として、他方では、会計目的の観点から、真実性から有用性、さらには適正性(公平性)への重点の移行として特徴づけられている。

論文の審査結果の要旨

本論文は、韓国における1958年制定の企業会計原則およびそれ以降の数次にわたる改正会計原則のすべてについて、内外の文献・資料の精力的な渉猟により、会計原則をとりまく諸環境、とりわけ、関連諸機関・諸法令および日本、アメリカの会計原則の展開を十分考慮しつつ、その内容と特徴を極めて明快かつ詳細に比較・検討したものである。理論的側面に注目すれば、各会計原則の基底である会計目的と一般原則の意義および相互の関係が詳細に検討され、各会計原則の基礎構造の特質を的確に指摘している。このような意味で、本論文は、日本のみならず韓国にあっても他に類例を見ない包括的な韓国会計原則発達史になっていると評価できる。また、日本の企業会計原則が韓国に継承され、消化されていった過程が明らかにされた意義も、日本における会計研究という立場から評価できる。

問題の性質上、会計諸規則の解釈についての議論が多くを占めている。その際、会計原則と法との関わりについての論者の見解がさほど明確になっていないなど問題点がないわけではない。しかし、以上みたように、韓国会計原則の存在形態とその基礎的構造を発達史的な観点から体系的に分析した意義は極めて大きい。

よって、本論文は、大阪大学経済学博士の学位を受けるに値するものと判定する。